

業務説明資料

本説明資料に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件名

泉区地域福祉保健計画プロモーション用動画作成業務委託

2 履行期間

令和3年4月1日（予定）から令和3年7月30日まで

3 成果物

MPEG-4形式のデータが入ったUSBメモリ及びDVD-ROM 各1部

4 履行場所

横浜市泉区役所福祉保健課、受託者社内及び本市が指定した場所

5 業務の目的

第4期泉区地域福祉保健計画（計画期間：令和3～令和7年度）（以下、「区計画」という。）が令和3年度に策定され、同時に区計画の愛称が決定する。これを機に、これまで区計画の認知度が低かったと思われる若年世代にも馴染みやすい動画形式により、ホームページやSNS、デジタルサイネージ等の幅広いツールを活用することで、地域福祉保健計画の存在や概要を広く区民に認識してもらうことを目指す。

（参考）

「地域福祉保健計画」は、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、公的機関（行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザ等）が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支えあいの仕組みづくりを進めることを目的として、策定・推進する。

計画として明文化し、現状と課題を明らかにし、より良い地域づくりに向けた目標を共有することで、同じ方向を見据えてそれぞれの役割に応じた取組を進めていく。

なお、計画は、市計画・区計画・地区別計画で構成されており、高齢、障害、子育て、健康づくりなどの分野別の計画を、地域の視点から横断的につなぐものである。

（参考資料）

○第4期泉区地域福祉保健計画（素案）

https://www.city.yokohama.lg.jp/izumi/kurashi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/fukushi-plan/chifuku-4ki.html

6 業務の概要

制作に関する業務内容は以下のとおりだが、映像制作における重要事項は横浜市と協議のうえ、決定すること。

(1) 企画・制作等

ア 構成

- ・ 泉区地域福祉保健計画を紹介する3分程度の動画を作成すること。また、その概要版として30秒程度の動画を作成すること。
- ・ 動画は、アニメーションやモーショングラフィックスなどを活用し、効果的な手法で作成すること。
- ・ 「〇〇プラン（愛称）」の文字を必ず登場させること。
- ・ 基本理念「互いに支え助け合う！誰もが安心して暮らせるまち泉」が伝わるようにすること。
- ・ 区計画の3つの「推進の柱」については、内容をイラスト等で伝えること。その他の内容についても、できる限り文章ではなく、イラストやキーワード、音楽等で直感的に伝えること。
- ・ 以下の例のように、目を惹き、覚えやすく、親しみやすい表現を動画の中で登場させること。

例：泉区に関連した「あいうえお作文」

い いきいきと
ず ずっと
み みんなで
く くらせるまち

イ 2つの動画の構成及び台本(絵コンテを含む)は、以下「8 動画作成の前提要素」を踏まえて作成すること。

ウ 動画の色調は暖かみのあるパステルカラーとし、カラーユニバーサルデザインに留意すること。

エ 必要に応じてBGM、ナレーション、効果音、テロップ等を付与すること。なお、区役所デジタルサイネージ等、音声の出ない媒体での使用も考慮すること。

オ 画角は16:9、画質はフルハイビジョンとすること。

カ 声優や資料を手配する場合には、費用は委託料の範囲内で受託者が負担すること。

キ 声優、BGM等用の音楽素材が必要な場合には、著作権等に係る調整を行い、動画上映・配布の同意を得ること。

ク BGM等用の音楽素材の使用に関しては、オリジナル又はフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必用な場合は、受託者が手続きを行うこと。

ケ その他、上記アからクに付随する一切の業務を行うこと。

(2) 業務の進行管理

受託者は、本事業が効率的かつ適正に実施されるように、すべての工程における運営管理（各作業時の進捗状況の把握、横浜市への状況報告等）を徹底すること。

また、本事業に携わるスタッフの作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど、課題・問題が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、横浜市の承認を得た上で、これを実施すること。

(3) 留意事項

ア 成果物の所有権、著作権（著作権法第27条・28条に規定する権利を含む）利用権は、横浜市に帰属するものとする。また、横浜市と横浜市が指定する第三者に著作人格権は行使しない。成果物の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用検討に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。

イ 成果物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求が生じたときは、横浜市の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、横浜市に損害が生じた場合はその損害を賠償しなければならない。

ウ 横浜市は、本事業で納品された成果物を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。

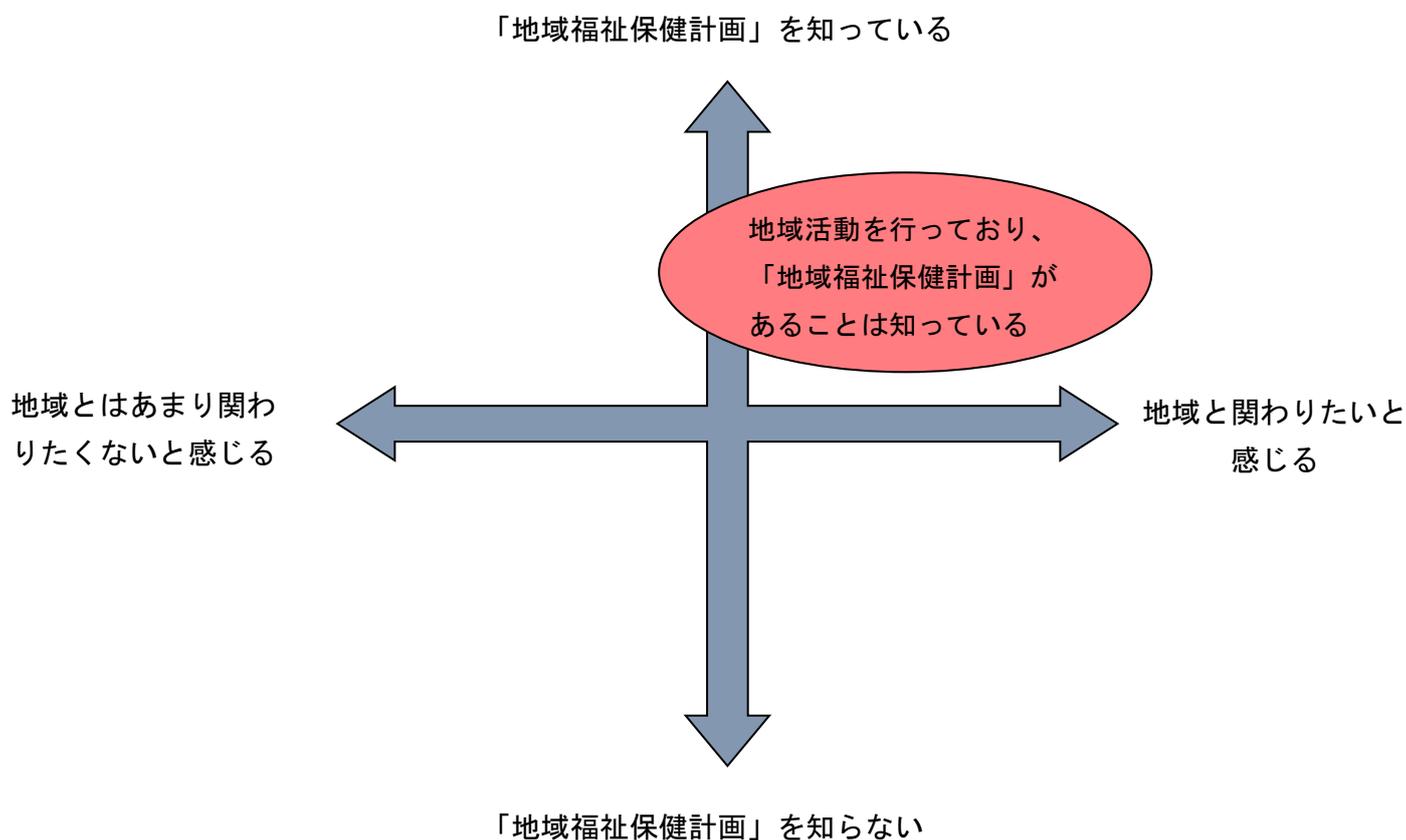
エ この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は横浜市と協議を行うこと。

オ 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、横浜市又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

7 動画作成の前提要素

(1) 3分程度の動画

ア ターゲット層



イ ターゲットイメージ（詳細）

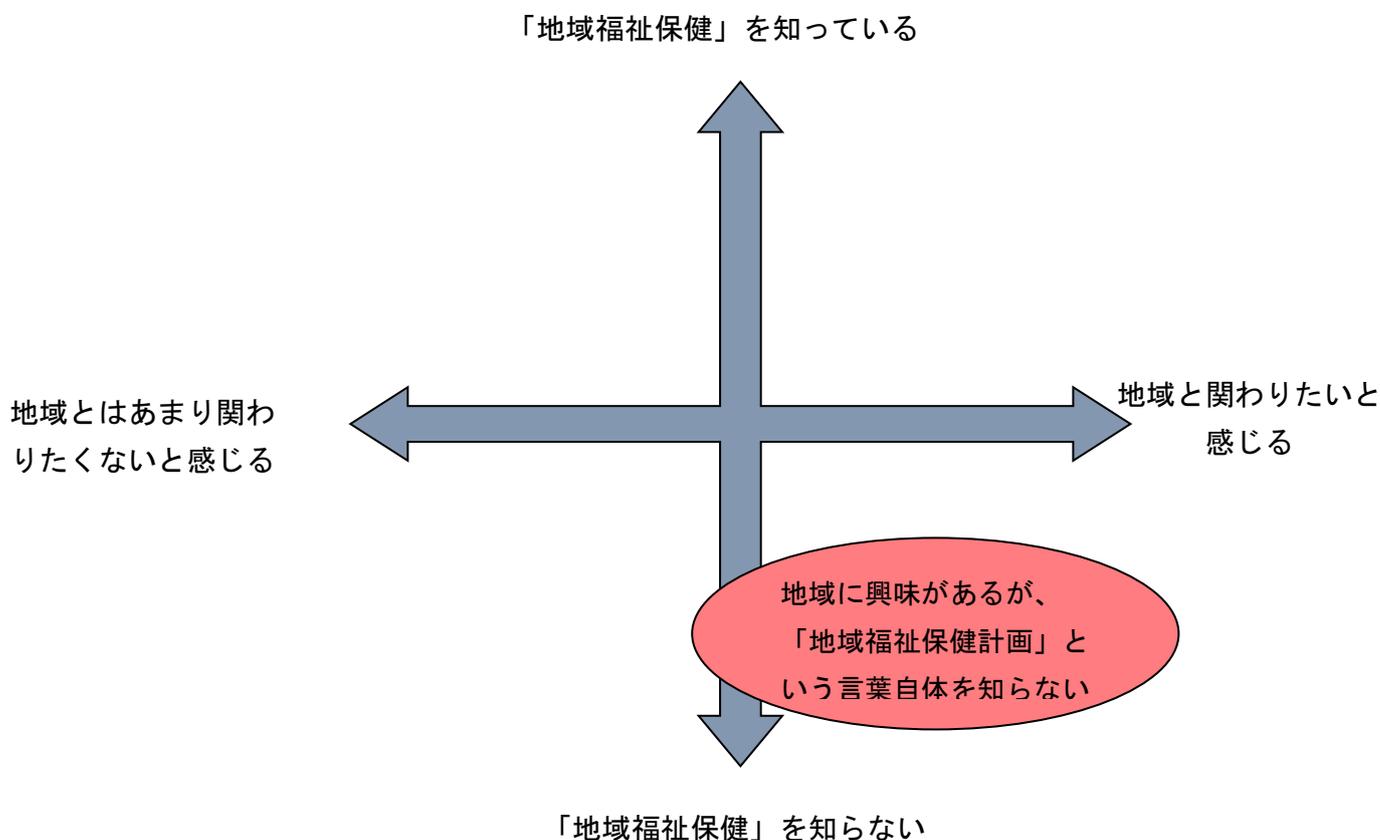
50～70代男女。既に地域活動に参加しており、「地域福祉保健計画」があることは知っているが、どのように自分の活動と関係しているのかよくわかっていない。

ウ ターゲットに伝えたいこと（動画作成におけるねらい）

- ・主に既に地域活動に参加している人を対象とし、自分が現在行っている地域活動も「地域福祉保健計画」の一翼を担っていることを知ってもらうことを目的とする。
- ・主な使用場面として、区役所、地域でのイベントや会議、職員研修での上映を想定している。

(2) 30秒程度（概要版）の動画

ア ターゲット層



イ ターゲットイメージ（詳細）

乳幼児～中学生の子どもがいる、30～50代の働く男女。SNSをよく見ており、地域で休日に行われる子どもに関するイベントなどには参加しているが、仕事や家事が忙しく、その他の地域活動には参加できていない。時間があれば、できる範囲で地域活動に参加することは可能だと考えているが、参加のきっかけはあまりつかめていない。

ウ ターゲットに伝えたいこと（動画作成におけるねらい）

- ・地域福祉保健計画について馴染みのない層や、地域活動に参加したことのない層が動画に目を止め、まずは「地域福祉保健計画」の存在を知ってもらい、区計画の基本理念である「互いに支え助け合う！誰もが安心して暮らせるまち泉」を伝えることを目的とする。
- ・主な使用場面として、泉区役所のデジタルサイネージ等での上映や泉区公式ツイッター等のSNS上、ホームページでの周知を想定している。

8 想定される成果物の使用範囲

- (1) 泉区役所のデジタルサイネージ等での上映
- (2) 区役所、地域でのイベントや会議、職員研修での上映
- (3) 泉区ホームページ、地域ケアプラザ等公共施設のホームページでの公開
- (4) DVD等の記録媒体による地域住民等への配布
- (5) 泉区公式ツイッター等のSNS上での周知
- (6) QRコードを活用（区民向け出版物や資料等へ添付）し、泉区ホームページへのリンクを貼付